

(債務保証勘定)

注 記 事 項

I. その他独立行政法人の情報を適切に開示するために必要な会計情報

当勘定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和 5 年法律第 8 7 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 3 5 号）の廃止に伴い令和 6 年 4 月 1 日に業務が終了し、改正法附則第 3 条第 4 項の規定により残余財産の額 2, 560, 349, 138 円を国庫納付したことで、令和 6 年 7 月 9 日に廃止されました。